小型移動式クレーン運転技能講習開催のご案内

|  |
| --- |
| **主　催　埼玉労働局長登録教習機関** (登録番号 T5-0106-0500-2518）**埼基(機関)登録 第179号 有効期間 2029.3.30****一般社団法人 日本クレーン協会 埼玉支部**〒330-0852さいたま市大宮区大成町3-495　鳥浅ﾋﾞﾙ3階Tel 048-780-2213　 Fax 048-780-2216 |

小型移動式クレーン(つり上げ荷重1ﾄﾝ以上5ﾄﾝ未満)の運転は、技能講習を修了した資格を持っていることが必要であると、労働安全衛生法第６１条で定められております。

当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会を**講習日程表ご案内**のとおり開催します。

１．受講資格　 満１８歳以上（募集２０名）

２．受講料 　下表のとおり　　　　　　　 **【遅刻の場合は受講できません】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有する資格 | 免除 | 必要な証明書類 | 受講料　（税込） | 日数／時間 |
| クレーン・デリック運転士免許証玉掛け技能講習修了証床上操作式クレーン運転技能講習修了証 | 有　 | 運転士免許証写または修了証写 | **34,740円** | **2.5日間**8:40～16:55（1日目）12:40～17:00（2日目） 8:20～18:00（3日目・実技試験を含む） |
| 資格なし | 無 |  | **36,740円** | **３日間**8:40～16:55（1日目）8:50～17:00（2日目）8:20～18:00（3日目・実技試験を含む） |
| ・テキスト1冊 （会員）　1,０００円（税込）（価格については改訂することがあります。） （一般）　１,７０５円（1,550＋税）・送　料（受講票・修了証等）　　　　　　　　　　　　　 ５００円（税込） |

※受講申込書に記入後（免除者は証明書の写しを貼付）ＦＡＸして下さい**（FAX時写真不要）**。

※講習1日目

・**講習受講申込書の原本を受付に提出**して下さい。
・免除有の方は**クレーン等運転士免許証、技能講習修了証**の**いずれかを受付へ提示**して下さい。
・**本人確認**のため運転免許証等写真付きの**公的書類**を**受付へ提示**して下さい。

３．講習の注意事項及び会場地図について

＊ご入金確認後、お送りします。

・注意事項(受講票に記載) ・会場地図



４．学科・実技会場　３日間

㈱久喜菖蒲工業団地 管理センター

久喜市河原井町19

　　　　　　　　**駐車場・有**